

審 査 基 準

令和3年9月8日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： ○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条、第5条（保管場所標章の交付の手續）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによくされている。
標 準 処 理 期 間： 第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては、7日（行政庁の休日は含まない。）とし、第5条の規定による届出を受理したときは、1日（行政庁の休日は含まない。）とする。
申 請 先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課
問 い 合 せ 先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課又は警察本部交通部 交通規制課駐車対策係
備 考：